

## 医療提供施設の復旧・復興の状況について

岩手県保健福祉部医療推進課

## 1 医療提供施設の被災及び再開の状況（H25. 2.1 現在）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災津波により**被災した医療機関は**、内科・歯科・薬局合わせて**418 施設**（うち沿岸部 180 施設）。このうち 149 施設（うち沿岸部 143 施設）が全壊や大規模半壊、半壊の大きな被害を受け、特に沿岸部での大きな被害は被災医療機関の 79.4%にのぼった。

**平成 25 年 2 月 1 日現在**、被災した**医療機関**（病院、内科診療所、歯科診療所）のうち**326 施設**（うち沿岸部 103 施設）が**診療を継続・再開**しており、震災前と比較すると、**全県で 98.1%**、沿岸部では 90.0%が診療を行っている。

なお、**被災した医療機関の再開状況**は、**全県で 92.1%**、**沿岸部で 81.1%**となっている。

平成 24 年 4 月 1 日時点と比較すると、仮設診療所が 11 施設減少し、**自院での診療継続・再開が 12 施設増**（1 施設は休止から自院復旧再開）となっており、恒久施設での診療再開が少しずつ増加してきている。

**薬局**については、被災した 64 施設のうち**47 箇所が営業を再開**し、再開率は 73.4%となっており、4 月 1 日時点と比較すると、廃止（見込み含む）が 5 店舗、仮設が 4 店舗それぞれ減少し、**自店舗再開が 7 店舗増加**している。

## 2 復旧・復興に向けた支援

## (1) 早期復旧の支援

全壊等により原状復旧が困難な医療施設については、**仮設診療所**を整備したほか、建物の復旧が可能な医療施設については、国の**災害復旧費補助**や**地域医療再生基金**を活用した支援を行ってきた。

また、歯科巡回診療車の整備や施設整備への融資に関する情報提供、支援物資の斡旋など、被災地の医療提供体制の再建を継続的に進めている。

## ア 仮設診療所整備事業（H23～24）

沿岸被災地において、恒久的な施設が建設されるまでの間、国の補助事業を導入して県が仮設診療所を整備した。

① 整備箇所数は、仮設診療所 19（県立病院仮設診療施設 3 を含む）、仮設歯科診療所 14

※ 6 施設が恒久的な施設に移行し、2 月 1 日現在 27 施設

② 県が応急仮設建物や医療機器を購入または物件を借り受け、被災医師

等が運営

- ③ 運営する被災医師等に対し、平成 26 年 3 月 31 日まで無償貸付予定

#### イ 診療機能回復費補助 (H23~H24)

国の災害復旧費補助の対象とならない被災医療機関に対し、既存施設の修繕や医療機器の再取得などの応急的な診療再開に要する経費を補助。

- ① 対象医療機関は、被災した医療機関（公的医療機関を除く。内陸部は政策医療を実施する機関）
- ② 対象経費は、施設修繕、医療機器の再取得・修繕、全壊した施設の新築等
- ③ 事業実施状況等（3月1日現在）

	修繕等		移転・新築		完了計
	決定済	完了	決定済	完了	
病院	2	2			2
医科診療所	26	25	3	2	27
歯科診療所	20	19	7	6	25
計	48	46	10	8	54

#### ウ 国の医療施設等災害復旧費補助 (H23)

- ① 補助対象機関及び補助率
- 公的医療機関 2/3
  - 病院群輪番制病院・在宅当番医制診療所・休日等歯科診療所・在宅当番制歯科診療所等 1/2
- ② 対象経費は、原則として被災部分の原状復旧に要する工事費
- ③ 全県で医科医療施設 34 施設（うち沿岸 12 施設）、歯科医療施設 16 施設（うち沿岸 9 施設）

#### エ 被災地薬局機能確保事業 (H23~H24)

沿岸被災地において、半壊以上の被害を受けた既存施設の再開に要する経費等を補助。

- ① 薬局の改修再建に係る所要額の 2 分の 1 を補助
- ② 29 店舗に対して補助決定し、26 店舗が事業完了済

#### オ 歯科巡回診療車整備事業 (H23~H24)

仮設住宅等で生活する通院困難な高齢者や障がいのある被災者への歯科保健医療を確保するため、国の補助制度により歯科巡回診療車を整備。

- ① 整備台数は小型乗用自動車 16 台
- ② 平成 23 年 12 月から被災地の歯科医師に車両を貸与し、巡回診療の交通手段として活用
- ③ 車両には、歯科診療ポータブルユニット等の必要な機器も積載

(2) 復興支援について

**被災地医療施設復興支援事業**（H24～）

新たなまちづくりと連動し、人口集積の状況や高齢者等の支援ニーズに対応した施設の整備を支援。

- ① 対象は、沿岸地域において、東日本大震災津波により大きな被害を受け、施設の移転新築が必要な診療所、又は、沿岸地域において必要と認められる医科診療所の新規開設
- ② 補助条件として、安全の確保、まちづくり構想との整合性、5年以上の診療継続、地域医療の確保に向けた取組への参画等
- ③ 補助率等は以下のとおり。

有床医科診療所	補助率 3 / 4	補助限度額 112,500 千円
無床医科診療所	補助率 3 / 4	補助限度額 75,000 千円
歯科診療所	補助率 3 / 4	補助限度額 56,200 千円

※ いずれも、施設及び機器の合計
- ④ 事業実施状況（3月1日現在）  
歯科診療所 2カ所に交付決定済み

**医療提供施設に係る復旧・復興支援策について**

